

議事日程 (第2号)

令和4年9月7日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第68号 令和4年度築上町一般会計補正予算(第5号)について
- 日程第2 議案第69号 令和4年度築上町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第3 認定第1号 令和3年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第2号 令和3年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第3号 令和3年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第4号 令和3年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第5号 令和3年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第6号 令和3年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第7号 令和3年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第8号 令和3年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第9号 令和3年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第70号 築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第71号 築上町議会議員及び築上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第72号 農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第73号 築上町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第74号 町道路線の変更について
- 日程第17 議案第75号 町道路線の廃止について
- 日程第18 議案第76号 人権擁護委員の推薦について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第68号 令和4年度築上町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第2 議案第69号 令和4年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第3 認定第1号 令和3年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第2号 令和3年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第3号 令和3年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第4号 令和3年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第5号 令和3年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第6号 令和3年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第7号 令和3年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第8号 令和3年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第9号 令和3年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第70号 築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第71号 築上町議会議員及び築上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第72号 農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第73号 築上町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第74号 町道路線の変更について
- 日程第17 議案第75号 町道路線の廃止について
- 日程第18 議案第76号 人権擁護委員の推薦について

出席議員（13名）

- | | | | |
|----|--------|----|--------|
| 1番 | 江本 守君 | 2番 | 吉原 秀樹君 |
| 3番 | 北代 恵君 | 4番 | 宗 晶子君 |
| 5番 | 丸山 年弘君 | 6番 | 池永 巖君 |
| 7番 | 鞆野 希昭君 | 8番 | 工藤 久司君 |

9番 武道 修司君

10番 池亀 豊君

12番 信田 博見君

13番 田原 宗憲君

14番 塩田 文男君

欠席議員（1名）

11番 田村 兼光君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

次長 横内 秀樹君

書記 小野 聖佳君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	新川 久三君	副町長	……………	八野 紘海君
教育長	……………	久保ひろみ君			
会計管理者兼会計課長	……………	石井 紫君			
総務課長	……………	椎野 満博君	企画財政課長	……………	元島 信一君
まちづくり振興課長	…	桑野 智君	人権課長	……………	樽本 知也君
税務課長	……………	田村 貴志君	子育て・健康支援課長	…	吉川 千保君
保険福祉課長	……………	種子 祐彦君	産業課長	……………	古市 照雄君
建設課長	……………	神崎 秀一君	都市政策課長	……………	首藤 裕幸君
上下水道課長	……………	福田 記久君	住民生活課長	……………	武道 博君
学校教育課長	……………	鍛冶 孝広君	生涯学習課長	……………	尾座本三雄君
農業委員会事務局長	…	北代 幸介君			

午前10時00分開議

○議長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから議事に入ります。

日程第1. 議案第68号

○議長（武道 修司君） 日程第1、議案第68号令和4年度築上町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） 議案第68号についてお伺いしたいと思います。

まず11ページの2款1項6目7節の記念品代1,500万円とあるんですが、この記念品代というのは、何の記念品代なのか御説明お願いしたいのと、あと、15ページ6款1項3目8節、機構集積協力金ということで、これあの少し調べさせていただいたんですが、農林水産省の交付金で、地域でまとまって農地バンクに貸付けされた土地がある場合交付される交付金ということで分かってるんですが、我が町の現状と今後の農地プラン等ございましたら教えていただきたいなと思います。お願いします。

○議長（武道 修司君） 桑野まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（桑野 智君） まちづくり振興課、桑野でございます。ただいま質問がありました11ページの企画費のところですが、記念品代、こちらはふるさと納税の補正に関連するものです。入りを5,000万増額で見込んでおります。記念品代として返礼品、寄附をした方の返礼品として返礼率30%で記念品をお配りする費用としております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 古市産業課長。

○産業課長（古市 照雄君） 産業課の古市です。先ほどの機構集積協力金ですけれども、こちらについては、国のほうが先ほど議員言われましたとおり、集積、団地化したところに奨励金、協力金を出すということの制度でございます。1平米当たり28円が対象となっております。今回は、安武地区、松丸地区が対象となっております。安武地区が34万6,000平米、松丸地区が17万9,000平米、こちらについては、今後、築上町といたしましても、個別の農業がなかなか今厳しい状況となっておりますので、こういった形、集積を図っていければ、どんどん集積のほう推進していきたいと思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） まず11ページの2款1項6目は、返礼品ということだったんですが、以前質問させていただいたんですが、返礼品という書き方にはできないのかというふうにお伺いしたんですが、その後どうなったのか教えていただきたいのと、あと15ページの集積協力金の分、こちらまとめて農地バンクに貸付けをするということなんですが、そのまとまってできた土地というのは、今後どのように活用されていくのかというところを教えてください。

○議長（武道 修司君） 桑野まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（桑野 智君） まちづくり振興課、桑野でございます。今質問いただきました記念品代ですけれども、昨年度、たしか質問を受けたと思いますけれども、財政課のほうとちょっと調整はしたんですけれども、一応今年度も記念品代ということで上げさせてもらってます。また今後ちょっと表記の変更については再度検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 古市産業課長。

○産業課長（古市 照雄君） 産業課の古市です。安武地区、松丸地区についての今後ですけども、安武地区については、まあ2つの地区とも、農地中間管理機構という農地バンク、——以前名前、農地バンクから中間管理機構というのに名前変更しておりますけれども——そちらのほうに一気に集積をいたしまして、安武地区については、今、圃場整備の計画がっております。今回この圃場整備に伴う集積、そして松丸につきましては、今、集落営農、株式会社のビーマックという集落営農が立ち上がりましたので、そちらのほうで集積を行って、2つについては担い手、組織への営農組織ということで、今後、継続的に農業を展開していくという計画でございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） いいですか。ほかにございせんか。宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 議案について、まず、1、2、3、4、5点伺います。

11ページの2款1項5目17節工事請負費487万3,000円が資料にちょっと何にもなかったんで内容を教えてください。

それと同じく11ページの2款1項5目14節維持補修工事費487万3,000円で、こちらは議案資料に丁寧に書いてくださってるんですが、議場内スピーカー設置、出退勤表示増設、ATM設置環境工事とたくさんあって、内訳がよく分からないので内訳を教えてください。

そして15ページ、6款2項2目14節工事費997万円の馬立作業道、こちらは前回から質問させていただいておりますので進捗を教えてください。

そして16ページの8款2項2目12節草刈り業務委託料2,000万円とかなり大きな金額になっております。こちらは、決算附属資料を読むと、前年度の草刈り、道路維持予算額で、予算は3,300万なんですけど、決算は2,800万で、うち委託料が200万ぐらい、そして工事請負費が2,353万1,200円と決算ではなっておりました。なので、草刈り業務にこんなだけ高いお金がかかるのに疑問を感じますのでお聞きしたいと思います。さらには、広報ちくじょうには「全ての町道、草刈りすることはできません」というふうに、やっぱり財政難ということも出てたのに、出てるにもかかわらずこの2,000万という計上がどのようになっているのか、詳しく説明をお願いします。

最後に17ページ8款4項2目10節公園費施設修繕費の324万円はどこに使われるのかお

教えてください。お願いします。

○議長（**武道 修司君**） 元島企画財政課長。

○企画財政課長（**元島 信一君**） 企画財政課、元島でございます。宗議員さんから御質問がありました2款1項5目財産管理費の14節工事請負費の維持補修工事487万3,000円の内訳について御説明申し上げます。まず、ATMの設置工事として200万円、議場内のスピーカー設置工事といたしまして112万2,000円、議場の出退勤表示機器の設置工事といたしまして48万9,000円、庁舎内のコンセントの追加工事として80万円、それと庁舎の駐車場内にあります防犯カメラの設定変更に伴う工事費として46万2,000円を計上させていただいております。

企画財政課の予算については以上です。

○議長（**武道 修司君**） 古市産業課長。

○産業課長（**古市 照雄君**） 産業課の古市です。6款2項2目の補修工事につきましては、今年度、令和4年度の当初予算にて馬立作業道の設計業務を計上しておりまして、すでに設計業務は終了しております。設計した後に、今回の補正にて作業道の復旧工事を行う予定です。内容につきましては、今崩れております擁壁の撤去、そして、それが個人宅にちょっと入っておりますので、その擁壁の撤去、そして池のほうに土が流れ込みがありますので、こちらのほうを止めるために、大型土のうの設置をして、土砂の流入を防止するという工事予定にしております。

続きまして、8款の4項2目の公園費、こちらにつきまして、修繕費で324万、こちらにつきましては、アグリパークのトイレがかなり老朽化をしております、トイレと、で、あと公園内に看板の設置がなかなか今少ないというのもありまして、注意喚起を含めて看板の設置、そしてアグリパークの案内看板が、小原のちょうどインターを降りたところの交差点と、あとちょっと湊の交差点というんですか、セブンイレブンの先に、民地のほうにお借りして大きな看板を設置しております。こちらについては、かなり腐食も進んでおりまして老朽化しておりますので、こちらの2つの看板を撤去する修繕費を上げております。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 神崎建設課長。

○建設課長（**神崎 秀一君**） 建設課、神崎でございます。8款2項2目の道路維持費、12節の委託料2,000万円でございます。これは場所は新貝跨線橋付近の道路敷に生えている樹木の伐採になります。築城基地から新貝跨線橋付近の道路敷に生えている樹木が、戦闘機の離発着に伴う高さ制限に引っかかるということで、御指摘を受けました。で、JRの近接ということで、JRの線路の近くでの作業になりますので、JRと協定を結んで作業を行う予定でございます。

これが分かりました関係上、補正予算の締切り等の関係もありまして、当初、概算2,000万

上げておりましたが、今の協議の中で650万程度になりそうだということです。

以上です。

○議長（武道 修司君） 終わったんかね。宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 丁寧に御説明くださいますありがとうございます。

続けて聞きたいとか意見なんですけど、馬立作業道の被害の状況がかなりひどかったんだなということがよく分かりました。ずっと放置されていたということで御意見聞いておりましたので、今回やっとできてよかったと思います。

防衛省の工事、2,000万でかなり多く見積もって、650万ということなんですけれども、普通に考えると、防衛省築城基地がお金出してくださいよと思うんですけれども、そういう補助金とかは頂けなかったのかなというのを、重ねて伺いたいです。

と、すみません、別に、包括業務委託料が債務負担行為で上がっておりますので、その件について教えてください。

給食調理員さんが、今回、包括業務委託に、椎田小学校と築城小学校だけの給食調理員さんが、包括業務委託になるということで書いております。で、資料要求をさせていただいた中に、今の会計年度任用職員さんの給食調理員さんというのは、技能労務会計年度任用職員というふうに書いてありましたので、その方たちの就業規則というか勤務条件も知りたかったんですけれども、一番知りたかったのが任期なんです。なので、給食調理員さんの任期というのは、会計年度任用職員さんと同じで、3年までが限度になるのかという点が、まず1点お聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（武道 修司君） 神崎建設課長。

○建設課長（神崎 秀一君） 建設課、神崎でございます。防衛省の補助等の活用でございますが、協議はいたしました。ちょっと草刈りといいますか倒木の除去では難しいということでございました。

以上です。

○議長（武道 修司君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。包括業務委託の給食調理員の御質問でございますが、給食調理員につきましては、今までの会計年度職員で雇用されておりましたので、任期が3年と申しますか、会計年度職員につきましては基本1年でございまして、一度公募した職員につきましては、勤務態度等が良ければ再度の延長が1年ごとにされるということで、それが最大3年と、で、新たにその3年過ぎますと公募されますので、再度の再募集は妨げないというところでございます。また、包括業務になりましたら、そちらの会社の就業規則になりますので、最大3年なのかというのは、そこの業者の範疇になると思われま。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員。

○議員（**4番 宗 晶子君**） ありがとうございます。会計年度任用職員さんなんで、雇い止めになるのは給食調理員さん、技能労務会計年度任用職員であっても、3年で雇い止めということですね、よく分かりました。

ではちょっと、これをここで聞いていいのかよく分からないんですけども、議案では所管外でありますので、重ねてお尋ねしたいと思います。今、学校に任用されている会計年度任用職員さんが約18名でした。会計年度以外の任用職員さん、係として雇用されている職員さんが各学校に1人ずついらっしゃいます。包括業務委託になると、同じ職場でそれぞれ立場が違う方が働かれると、給食調理の現場だと雇用者が違ってたら、偽装請負になる可能性が高くなると思うんですけども、それはどのように対応されるのでしょうかというのが1点と、あと給食調理員さんの給料は、やっぱり前回業務委託されたときにも、ボーナスが支給されないということで心配しました。今は、給食調理員さん、会計年度任用職員の給食調理員さんにはボーナスが支給されていると思うんですが、その辺はどうなるのかということと、あと、この包括業務委託の入札に関しては、契約は多分今年度末だったと思うんですが、今度新しくどのような方法で、新しい業者さんと、入札をされるのか御回答をお願いいたします。

○議長（**武道 修司君**） これ、教育委員会の関係。（発言する者あり）

○議員（**4番 宗 晶子君**） なんですけど、中身の一部が教育委員会なんで、答えてくださるんだったら、議長判断でお願いいたします。

○議長（**武道 修司君**） 答えられる。（発言する者あり）鍛冶学校教育課長。

○学校教育課長（**鍛冶 孝広君**） 学校教育課、鍛冶でございます。御質問のうちの委託先の状況というか、については、先ほど議員おっしゃられましたとおり、予定では、椎田小と築城小ということで予定をしております。で、そこは正規の職員等を配置をせずに、全て包括業務、業務委託の職員で運用していただくということで、今予定をしております。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） 椎野総務課長。

○総務課長（**椎野 満博君**） 総務課、椎野でございます。包括業務を委託する場合に、会計年度職員の今の給料を維持するような金額で算出して、今後、契約のときの包括業務業者選定の際に、仕様書という形で提示していく予定でございます。

以上です。（発言する者あり）

続きまして、業者選定につきましては、今回の補正予算が通りましたら、今後5年間の契約の業者選定に移りますけれども、それにつきましては、公募しましてプロポーザルによりまして、

業者選定を公募して、それを選定という形にしていく予定でございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） ほかにございませんか。池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） 今の包括業務委託ですが、今回、今、宗議員が質問されたように、業務部署が増えています。これ私、前回初めて、包括業務委託が始まったときに質問しなかったんですが、この業者に委託すると、業者はもうけないといけないので、そのもうけ分も払わないといけないのに、それでも包括業務委託をしようと思ったのはなぜなのか、考えたのはなぜなのか不思議と思っています。それから今まで2年と少しの間、包括業務委託をやられてきて、今回5年延長ということは、行政にとってどんな利点があったのかということ、それから今回築城小、椎田小が新しく事業内容になっていますが、なぜ、ここを増やしたのか、それから今後もこのように業務を委託を増やすということを考えているのか。

以上です。

○議長（武道 修司君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。包括業務委託につきましては、議員さんおっしゃるとおり、金額が普通の会計年度職員をするよりも、若干は手数料等増えるというデメリットはございます。しかしながら、今まで会計年度職員でございましたところの（ ） ございますと、人事係、職員等の労務管理が膨大な量になっております。労務管理の軽減や職員の雇用の管理等の事務等の考慮しまして、メリットのほうが大きいと考え、前回3年間包括業務を行いました、そのメリットのほうが大きいと考え、継続して5年間の包括業務委託を継続するという選択を行いました。

で、また、給食調理につきましては、担当課とも協議した上で、包括業務委託にしたほうがメリットが多いという考えの下、新規で追加しております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） いいですか。ほかにございませんか。田原議員。

○議員（13番 田原 宗憲君） 3款1項8目の12節435万6,000円、この自愛の家の改修に伴う基本設計とは、議案資料のほうに書いてありますが、どこをどのように扱うのかの内容と、築城社会福祉センターとの合併の進捗状況、それともう1点、今の包括業務の件なんです、委員会のほうで質問しようと思っただけなんですが、この包括業務の内容に関していろいろ所管外のところも多分あると思いますので、包括業務の債務負担行為で、何ですかね、人間がどのように増えるのかとか、金額とか、そういう、小明細的なものが資料として頂けるのであれば頂きたいです。

以上です。

○議長（武道 修司君） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（種子 祐彦君） 保険福祉課、種子でございます。ただいま御質問がありました3款1項8目社会福祉施設費12節の委託設計管理、委託の内容、どういったことを考えているかということでございますが、まずは、椎田社会福祉センターのほうの事務所のほうの間取りのレイアウトの変更に絡むOAフロア化と、あとトイレ、車椅子用のトイレはございますが、オストメイトとかの装備がございませんので、そちら辺の改修、あと、今、診察室とかいう形の間取り、レイアウトになっているところを、会議室としてレイアウトの変更し、柔軟に利用できるような形にする。あと、大きなところといえば、空調設備、あとお風呂の給湯設備がかなり古いものでございます。省エネ効果も期待して、そこら辺の更新を含めたところでの変更を考えております。

あと築城社会福祉センターについてでございますが、現在のところ、防衛省に財産処分等の協議を行っている段階でございます。椎田につきましては、今、椎田のほうは老人福祉センターと保健相談センター機能が2つ防衛省の補助を頂いております。保健相談センターにつきましては、まず老人福祉センターへの用途変更、そちらについては、もう方向、一応防衛省のほうとも協議を終わりました、進捗状況に合わせ、用途変更の申請をする。築城社会福祉センターについては、用途の変更等は具体的な内容が決まり次第、行っていくという形で協議を進めている状況でございます。

保険福祉課からは以上でございます。

○議長（武道 修司君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。包括業務の内容につきましては、議運のときもちょっと議題になりまして、内容等はちょっと分からないというところで、包括業務委託の業務内容と各課の内容、また人数等も含めた資料を議員さんの分をそろえて議会事務局のほうにお渡ししましたが、お手元に届いてないようでしたら、再度お渡ししたいと思います。

以上です。

○議長（武道 修司君） 配ってないか、配ってないかね、その資料。（発言する者あり）、いつてないよね。（発言する者あり）いっとるかね、いっとるよね。はい、田原議員、いいですか。

○議員（13番 田原 宗憲君） はい。

○議長（武道 修司君） ほかにございませんか。池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） すいません、すぐに答弁理解するのがちょっと遅くなってすみません。メリットのことを強調されたのですが、役場のメリットで考えていくのであれば、行政が委託して、どんどん委託していけば、どんどんそういう理由で委託するのであれば、行政をど

う考えているのかということに疑問を持ちます。それと、先ほど私の質問の中で、これからも拡大を考えているのかということに御答弁がなかったんですが、そういうことでしょうか。

○議長（武道 修司君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。あくまでも包括業務委託に移行すれば、メリットがある部分のみの業務委託でございますので、今後はこれ以上拡大することはないかと思いますが、若干は増やす可能性もございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） あくまでも行政はメリットも当然必要ですが、町民の健康と生活を守るために、最善を尽くすのが行政だと思います。そういう今も何か増やすかもしれないというお答えでしたが、最低限の責任を役場が果たしていくことを私はやるべきだと考えております。答弁はいいです。

○議長（武道 修司君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） ありませんね。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第68号は、厚生文教、総務産業建設、それぞれの常任委員会に付託をいたします。

日程第2. 議案第69号

○議長（武道 修司君） 日程第2、議案第69号令和4年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第69号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

日程第3. 認定第1号

○議長（武道 修司君） 日程第3、認定第1号令和3年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 附属資料の不用額について伺いたいと思います。59ページにも会計年度任用職員について特化してなんですけれども、2款1項1目は予算3,200万に対し

て、1,200万円の残額、この会計年度任用職員にはかなり執行残が3分の1から2分の1と
いうことでかなり多くなっていますので、その理由を全体的に教えてください。

そして、113、成果と実績の、主要な施策と成果と実績のところ、113ページ、
114ページ、建設課になるんですけれども、8款3目4節急傾斜地崩壊対策事業で、ここ、工
事途中でブルーシートが張ってあったところがあるんですけれども、現況は全体的にどのよう
になっているのか御説明をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。会計年度職員の予算につきまして、約
3,200万円の予算に対して執行が1,200万ということがあります。会計年度職員につきま
しては、年度当初、当初から予定している職員の予算と、あと、臨時的に産休に入ったり、事故
で病気に入ったりという職員の分も含まれておりますので、結果的に令和3年度につきましては、
1,200万円の執行がなかったということでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 神崎建設課長。

○建設課長（神崎 秀一君） 建設課、神崎でございます。8款3項4目の急傾斜地崩壊対策事業
の件でございます。今、上香楽の荒谷地区で急傾斜地の崩壊対策事業を行っておりますが、今御
質問のブルーシートを張っているところでございます。令和3年度にこの部分の修正設計を行っ
ております。で、令和4年度、今年度工事の予定をしているところです。全てではないです、一
部ですね。

以上です。

○議長（武道 修司君） いいですか。宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 会計年度任用職員のほう、全体に少ない、かなり執行残が残って
いるので、総務課担当だけじゃなくて、全体の御意見を聞いたかったですけれども、ほかの課
もあるから財政課で一括して把握していらっしゃるんじゃないかな、総務課で一括、総務課財政
課で把握してらっしゃるんじゃないかなと思って、税務課もかなり残っているし、介護保険費の
ほうもあるし、それ所管ですけれども、住民非課税世帯に対する給付金事業も2分の1ぐらい残
っているし、環境衛生費も計上していたけど使わなかったというのがあるので、そういう全体に
対して伺いたかったですけれども、お聞きしてもさっきと同じような答えになるでしょうか
ら……答える、皆さんに聞かなくても（発言する者あり）全体のことを答えていただいたん
ですね。はい結構でございます。ありがとうございます。ただ、やっぱりこのようにかなりの執行残
があるというのは、予算の見積りが甘いんじゃないかなということは指摘させていただきたいと
思います。

予算全体について、決算全体についてになるんですけれども、先日配布されましたあの広報ちくじょうの9月号の町長室だよりで、こちら持っておりますけれども、「一般会計の決算が9億4,662万1,000円余りの黒字となり、令和2年度と比較すると約8,100万円の増です。これにより無理せず収支に見合った財政運営をしていることが分かると思います」とお書きになっていらっしゃいます。私は黒字の数字には意味がないと思っております、これでは町民に誤った認識を与えかねない指摘したいと思っております。最後にちゃんと質問しますのでね、大分県の令和3年度版の市町村財政の姿という一般向けパンフレットには、収支の黒字について、地方公共団体というものは営利を目的として存立するものではない、ですから黒字の額すなわち余剰金は行政水準の向上、そして住民負担の軽減などに充てられるべきもので、黒字額が多いほどよいと言えるものではありませんと解説しています。つまり、黒字は、住民から税金や手数料をたくさんとって、住民サービスを低下させれば簡単につくり出せるものなんです。だから、あんまり意味はないんです。

財政状況を見る指標には、いろいろな数字があるんですけれども、今回の決算附属資料の128ページ、よかったら開けてください。128ページに掲載されている指標、過去5年間をちょっと変化を見てみました。基金残高というつまりあの貯金になるものですね、基金残高は令和2年度に比べると増えてはいるんですけれども、ピークの平成30年度の約93億円に比べると、令和3年度は約66億円、貯金が30億円近くも減少しています。地方債の残高、つまり借金の残高ですね。また地方債元利償還金、つまり借金の返済額、この両者はいずれも増加傾向にあります。経常収支比率と財政力比率は大体横ばい傾向なんですけれども、実質公債比率は過去5年で7.6%から9.3%に悪化しています。公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合を示す公債費負担率というものは、一昨年令和2年度までは12%台前半で安定していたにもかかわらず、昨年度令和3年度はいきなり13%台前半と約1%の悪化、一般的に15%が警戒ライン、20%では危険ラインと言われておりますので、この13%台前半という数字、悪化傾向はかなり心配です。これらの原因は最近の箱物建設の大型事業が続いていることにあると思います。

冒頭申し上げましたが、単年度の一般会計の決算が黒字であることに意味はありません。広報ちくじょう9月号の町長のお言葉は町民に誤解を招いてしまうおそれがあります。昨年度令和2年度の広報ちくじょう10月号は、財政健全化に向けての欄で、「引き続き厳しい財政状況が予想されています」と書いています。その状況は令和3年度はどのように変わったのでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 一応決算でそれぞれの考え方がございます。町としては経常収支比率、

そういうものから比較すれば、非常に、私はいい決算内容だと。というのは、予算の節約もできたんじゃないかと、いわゆる公共事業にしても、基本的には予算額相当以内に収まっているという形の中で、剰余金が一般財源の中で、剰余金は実質的には繰返しを除けば8億ほど実質収支がございます。これは次年度に積み立てるか、繰返金にするかという形になりますんで、弾力的な財政運営ができておると私はそのように感じておるところでございまして、非常にいい財政運営を私はやっておるといふうにこれは自負できると私自身思っておるところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） いいかね。宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） いいですか。御答弁ありがとうございます。では、来月の広報ちくじょう10月号にも財政健全化に向けてということを書かれると思うんですが、弾力的財政運営ができて、非常に良い結果が出ているというふうを書く予定になるんでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 来月の広報には、まだそこまで書くかどうかは決めておりませんので、あしからず御了承ください。

○議長（武道 修司君） ほかにございせんか。工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 今回の宗議員の続きにもなるんですが、今年度、町長が言われるように黒字の決算が出たと、今まで97%、8%、経常収支比率が91台ですかね、大分改善されたという監査委員の報告ですが、現実見ると税収もさほど増えていません。全体的な予算もまあ上がってるのではないかなと思うんですが、そこでなぜこういう結果になったのかというのが、この最後の監査委員さんのまとめの言葉にないものですから、そこをどう分析をして、こういう結果になったのかというのは非常に大事なことだと思うんですね。想像するのにコロナ禍の給付金等が、結構な額うちは交付されました。なかなかそれも消化できずにというのものもあるんでしょうけど、やはりパイが増えることによって、大分その辺りは一番の要因ではないかなと個人的には思いますが、それでは、やはり本当の意味での改善にはならないと思うんですね。本当にこう行政改革をして、いろんなものを見直した中でこういう結果になって、経常収支比率なり黒字決算になると、非常にそこは行政努力というか町長の努力というのは認めますが、その辺りっていうのを当局、特に町長、どのように考えているのかがまず1点ですね。

それと、これもページが附属資料の47、48ページにまたがっているものなんですが、八津田小学校の建設事業費の件です。これも、臨時議会等で5,115万円、5,000、数字を申請漏れがあって、一般財源から補填したと、で、この決算資料を見ると、見てもらったら分かるんですが、当初7億の国庫支出金を予定していましたが、決算額では約5億、もう1つが一般財源

が400万強なのが一般財源から2億出ております。これ何でこれ質問するかというと、私、先月だか先々月に町長室にちょっとお邪魔をして、副町長室もそうなんですけど、行って、今回の申請漏れの5,000万に対しては住民説明会をしたらどうですかということ、住民の方からいろいろ言われたので、町長にその話をしに行きました。で、町長は特別にそういうことはする気はないが、事あるごとにすることに関してはという答弁だったので、お話だったので、そこはまあお願いしますということだったんで。それも、町民の方から実は5,000万じゃなくて、あれ2億ぐらいあったんだろっていうそういう声がたくさんあったんですね。実際これを見ると、やっぱりそうだったんだというような形になってますので、この辺りのこう何て言うんでしょう、見解というか、結局2億という数字が一般財源から出てしまったということに関しての町長なりの思い、また財政課のどうしてこうなったのかというのをしっかり分析をしているのかどうかを、この2点をまずお願いします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、一般財源の収支ですが、コロナという形の中でこれコロナに関する経費は、ほぼ、ほとんど99%国から頂いております。そして、若干町の付け足しもございますけれども、だからこの決算において、中身としては、そんなにコロナを比較する状況じゃないように私は考えております。だからコロナを除いた事業で出て行つとる剰余額、実質収支が8億あると、学校教育費の関係で、5,000万負担金をもらっておれば、約9億ぐらいの一応実質収支になる予定でございましたけど、それがならなかったという形でございます。それと予算とそれから国庫負担金の決定、国庫補助金ですね、交付金、決定で差があったという形でございますし、だから予算、即、全てが収入になるとは考えてないわけでございます。国からの交付決定、あくまでも予定でございます。これだけもらえるだろうという形で。そして実際交付決定があったのが実際の金額ということで、5,000万の金額は、基本的には一応申請すればもらえたであろうという額でございます。そういうことで、私どもは理解しておりますし、住民の皆さんから聞かれても、皆さん、そういうふうにお答えしていただければ、そういうふうありがたく思っているところでございます。

○議長（武道 修司君） 元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 企画財政課、元島でございます。財政指標の関係で、企画財政課サイドのほうからちょっと分析した分に関して御報告を申し上げます。

まず、決算の状況なんですけども、令和2年度に比べまして、約29億円決算規模が減少しております。減少している原因といたしましては、令和2年度には、特定定額給付金事業というのが約18億円の大きな事業がありました。また、普通建設事業といたしまして、庁舎建設の分が、令和3年度繰越分だけですので、それで減っているというのと、防災行政無線の関係の分で約

4億程度支出をしておりましたので、その関係で減っております。

収入につきましては、国庫補助金は、先ほどの特定定額給付金の関係の補助金等の減額がありますので、国庫補助金が約14億7,000万程度減額しております。それと地方債の関係が庁舎の建設に関わる地方債の関係で約17億円減少しております。歳入の主な増額ですけれども、地方税については、若干ですけれども約1,900万円ほど増えております。一番大きな歳入の増額といたしましては、国から交付されております地方交付税が、令和2年度に比べまして約5億6,000万円ほど増えています。その関係で経常収支比率や報告でありました実質公債費比率、将来負担比率等の関係の分も良くなっているように見えている状況でございます。

ただし、経常的に歳出のほうに充当しないといけない一般財源につきましても、令和3年から令和2年度については増えております。ただ1億数千万増えています。その増える額より、歳入の一般財源いわゆる地方交付税のほうで、5億6,000万円増えているので、経常収支比率については、数字上は6.数%良くなってるという状況ではございますけれども、交付税が国の予算で減額されれば、築上町にとっては一番あの収入の元になる分が減ることになれば、今後財政状況というのは厳しい状況になるのではなかろうかなというふうに分析をしております。

今後の歳出の増加につきましては、先ほど宗議員さんからも、公債比率の関係は御指摘がございました。それはなぜかと言いますと、数年前に、築城中学校の建設、椎田そらいろ保育園の建設、第2次液肥製造施設の建設というのがございまして、その分の元金の償還が始まったことによりまして、公債費が増えております。公債費のうち7割は普通交付税のほうで算定されるんですけれども、3割分については、一般財源になりますので、その分で数値が悪化してるというふうに分析をしております。

今後につきましては、庁舎の関係の分も、今は利子だけの分を支払いを行っておりますけれども、5年たちますと頭金のちゅうか、元金も支払いを行わないといけなくなりますので、その分が増えるような状況であります。財政的には、今後一層また厳しさを増してくるのではなかろうかなと思いますので、財政サイドといたしましては、施設の統廃合等を含めまして、経常経費の削減に努めたいと考えている次第でございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 鍛冶学校教育課長。

○学校教育課長（鍛冶 孝広君） 学校教育課、鍛冶でございます。八津田小学校建設事業の国庫支出金の件についてお尋ねをいただいておりますので、私のほうから答弁をさせていただきたいというふうに思っております。まず、国庫補助金等の特定財源がある場合には、できる限り補助金の内定通知あるいは交付決定通知等、そういう根拠資料を基に的確に歳入額の補足に努めているというところでございます。

八津田小学校を建設事業につきましても、交付決定通知等を基に歳入を算定し予算計上をしたところでございますが、議員御指摘のとおり、令和3年度につきましても、充当予定額と充当実績に約2億1,000万程度開きがある、マイナスになっているというところでございます。主な理由としては、文部科学省の学校施設環境改善交付金、これにつきまして、先日の全員協議会の際でも御説明をさせていただきましたが、その歳入予算の要求時には、それまでの交付決定額を基に予算要求を行っていたというところでございますが、その交付決定額が、その後の実績報告の審査時点で、申請面積を誤って申請していたということ、この交付金については、算定根拠としては、旧校舎の面積、具体的には2,440平米ということになりますが、それと、公立学校施設国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目に基づいた学級数などから算定した必要面積、八津田小学校の場合、3,488平米になりますが、このどちらか少ないほうが国庫補助の対象ということで規定をされております。で、担当者はこの申請面積を3,488平米で申請をしておりまして、申請時点では約6億2,800万程度を交付決定を頂いていたところですが、申請面積の誤りということで、約2億円ほど過大に交付決定されていた交付金が減額をされ、最終的には、4億2,800万程度に交付決定確定されたということが、主な理由ということでございます。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） 工藤議員。

○議員（**8番 工藤 久司君**） 財政課の課長の答弁のとおりだと、町長思うんですね。今コロナ禍の関係の交付金とかで増えてはいるけども、現実これから庁舎の件も含めてそうですが、そういうものの支払いというか、しなければいけないとき来たときにどうなるかということは、当然町長も考えていると思うんですね。ましてや国のほうの交付金にしてもですよ、これだけコロナウイルスの関係で、全国にいろんな意味でばらまいてるわけですから、そのツケというのは必ず来るということは、やっぱり想定していただきたいと思います。ですから、今がいいのではなくて、やはり今がいいっていうのは、一つの今回の決算の結果かもしれませんが、町長やっぱりそこはもう少し先を見て、運営をぜひしていただきたいと思います。

ですから、先ほど宗議員からもありました、箱物をたくさんつくればつくるだけ、その分起債が増えるわけですから、その辺りも考えてしていただきたい。それと、今の鍛冶課長の答弁ですが、私から言うと、ここにもう一つ、その他の財源も頂いてないわけですね。799万あるかな、これもないですよ。ですから、これもどっから補助金か何かもらおうと思ったけどもらえなかったと、要するに全体的にその何でしょうかね、そういう交付決定するにしても、補助金を決定するにしても、本当に見込みが甘かったと、もう少し先ほどの説明の3,400が2,400になって、そこも減額になったと。ですからもう少し早く、これは本当担当の方、一般質問も出てい

るようですが、そういうところをきちっと、今後精査していかないと、やはりこういう負担というのは、一般財源を持ち出さなければいけないということになると思うので、そこは今後きちっと、学校教育課だけではではなくて、そこは肝に銘じてやっていただきたいと思います。

そこで、今回5,000万に関しては、町長も減額の処分をした、しかしこの金額は2億っていうのは、やはり一般財源を使っているわけですから、その辺りの、町長、責任というものもやはりあると思うんですね。その辺り、町長どう考えてますか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 本来ならば、予算と、それから実質交付決定があったときに、予算の修正をしなきゃいかんのを、それしてなかったというのが1つの原因でございますし、そして、そのときに、もう1つの5,000万の件も分かっておったんじゃないかなとは思いますが、当初のまんま予算を放置しておったというのが1つの原因だろうと、私は考えておるところでございます。実質交付決定されたときには、実質予算とそれから交付決定額の差をすぐに補正をすると、これをやっぱり今後はやっぱり全ての事業に対して、精査をしていくというのが大事だろうというふうに反省しているところでございますし、今後、財政課を中心に、そういうものを徹底した形で精査をしてまいります。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 最後ですので、5,000万にしてもそうですし、この金額にしてもそうなんです、やはり使える財源がここにいつてしまってるわけですから、ほかにも。ですから、そこはしっかりと反省をしていただければいけないし、もっと早い段階で、町長が言われるように、財源構成して、例えば過疎債をもう少し増やせることもできたかもしれないしっていうことを考えると、やはりそこは担当課だけではなくて、全体の問題として取り組んでいただきたいなと思いますので、その辺りはちょっと最後ですが、もう一度、今その5,000万にしてもそうですし、この金額にしてもそうですけど、それを前回の臨時議会では、町長、いろんな取組をしながら、ここは見直していきながら補填をしていきますというような答弁を頂いたと思うので、その辺りもどういう取組をしているのか、どう考えてるのかだけを最後にお願ひします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 一応この件をきっかけに、去る8月31日には、職員の財務研修をびっちりやりました。そして、あとふるさと納税の増額辺りをそれぞれ各職員に呼びかけて、この5,000万は必ず取り返すぞということで、皆さんそういう気持ちでおってほしいというふうなことで、皆さんには檄を飛ばしてお願いしたところでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第1号は、厚生文教、総務産業建設、それぞれの常任委員会に付託をいたします。

日程第4. 認定第2号

○議長（武道 修司君） 日程第4、認定第2号令和3年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第2号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

日程第5. 認定第3号

○議長（武道 修司君） 日程第5、認定第3号令和3年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第3号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

日程第6. 認定第4号

○議長（武道 修司君） 日程第6、認定第4号令和3年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第4号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第7. 認定第5号

○議長（武道 修司君） 日程第7、認定第5号令和3年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第5号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

日程第8. 認定第6号

○議長（武道 修司君） 日程第8、認定第6号令和3年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第6号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

日程第9. 認定第7号

○議長（武道 修司君） 日程第9、認定第7号令和3年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第7号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

日程第10. 認定第8号

○議長（武道 修司君） 日程第10、認定第8号令和3年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第8号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

日程第11. 認定第9号

○議長（武道 修司君） 日程第11、認定第9号令和3年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第9号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

ここでちょっと1時間たちましたので、ちょっと休憩をしたいと思います。

それでは、一旦休憩として、時間がですね、何分にしようか、15分にしましょうか。11時15分に再開をしたいと思います。

それでは休憩いたします。

午前11時02分休憩

.....
午前11時15分再開

○議長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12、議案第70号

○議長（武道 修司君） 次に、日程第12、議案第70号築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。塩田議員。

○議員（14番 塩田 文男君） 築上町の育児休業に関する条例のところなんですが、まずちょっと最初お尋ねしたいのが、次のいずれかに該当する常時勤務することを要しない職員……

○議長（武道 修司君） 塩田議員、これはあの所管になると思うんですよ。

○議員（14番 塩田 文男君） 所管になるんかいね。

○議長（武道 修司君） 所管じゃないかね。所管よね。所管なんで。（発言する者あり）なので、議事録どうしても残さないといけないというものであればあれですけど。

○議員（14番 塩田 文男君） もうせつかくだから、残してもよろしいですか。

○議長（武道 修司君） はい、どうぞ。

○議員（14番 塩田 文男君） 非常勤職員に当たるところというのはちょっとどの部分が非常勤職員に当たるかお尋ねしたいと思います。

○議長（武道 修司君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。この条例の分の非常勤の分につきましては、会計年度職員を想定をしております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（14番 塩田 文男君） 所管内なんで、委員会で聞くことはなくなると思うのですが、正職員から会計年度職員もこれが適用できるという内容と思います。そこで、女性の場合は産休から入って育休という形になっていくわけなんですけれども、これは特に対象となるのが男性職員という形だと思います。で、やはり育児休業を取る不利益な取扱いの禁止とあります。で、ハラスメント防止という形の観点から、これで正職員と非常勤職員、要するに会計年度任用職員が、非常に育児休業を取りやすくするために。で、そこに、本会議で言いたかったのは、町長の育児休業に対する考えをお尋ねしたい、できれば、よくここ不利益な取扱い等、職場復帰がなくなつたとかいうようなこともあります。これは非常勤職員となれば、そういうことのないようにやっていかなければいけないと思います。で、職場の中で、出産の場合は男性職員、女性が出産ですけれども、高齢者社会とか少子化問題、高齢者が悪いわけではありませんが、出産化率が低いことが問題であって、それをやはり高めるためにも、行政が、築上町の行政が、トップとしてこの育児休業を、在り方を、例えば上司が部下に育児休業どうするかという声かけをかけるとか、申請があつてやるんじゃないかと、取られますかと、もちろん滞在休暇日数といろいろ幅がありますけど、そこは本人の生活面もいろんなことがありますけど、出産をされれば、職場の皆さん出産されたことはすぐに耳に入るとお思いますので、やはり上司が声をかけて、そういった計画を促してあげるといふ声かけをすることも必要ではないかと思ひます。町長の育児休業に対する考えを一言お尋ねしたいと思ひます。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） この制度ができてから、女子職員はともかく男子職員も育児休業を取るようになりました。声をかけなくても本人から申請してくるといふのはもうこれ常になって、育児休業を取らないから恥ずかしいとかそういうのじゃなくて、権利として取るように現在なつております。

以上です。

○議長（武道 修司君） いいですかね。塩田議員。

○議員（14番 塩田 文男君） いや、それは分かるんですよ。だからです。だからです。正職員と非常勤職員という間になつたから、そういったことを防止するためにも、必ず取ってくれというような、取らない人もおるとお思うんですよ、それを自ら上司のほうからどうするか、上司から声をかければ、例えば、その期間の人事的な異動とか、配置とか、いろんなことが言えるんで、やはり上から声をかけてあげるといふような考えを持ったほうがいいんじゃないかということなんで。これ答えればいいんですけど、答えられなかったら、また委員会で少しお話ししますけど、

町として、なかなか民間で、そう取れろうというのはなかなか難しい世界ではあります。だけど築上町は育休を100%達成してやるぞというぐらいの意気込みをPRしていくことが非常に大事じゃないかということで、権限はあるんです。しかしながら、職場の中でそういった、特に、非常勤職員ともなれば、取りづらいつとかなないように、そういった形で、築上町の方向を出すほうがいいんじゃないかということで、町長にお尋ねした。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 一応配偶者が男性の場合は、配偶者が出産した機には、今は、ほとんど取っておるのとはっておるんですね、基本的には。しかし取ったらどうかという声かけは当然、それを強制的に取りなさいちゅうわけにはいかないし、こういう制度を利用してね、子どもの育児に参加しなさいと、男女共同参画の中でもそれは当然なことだし、そういうことで、当然の権利が行使するというところで、そういうシステムを本町の中では理解を求めておるところでございまして、当然やっぱり取らなければ、なんて言うかね、私はもう取りませんよちゅうのを、無理に取れというわけにもいかないし、そこのところは本人の意思と、取ってもいいよというのは当然のことだということで、それはもう声かけしても悪くはないと思います。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員。

○議員（**4番 宗 晶子君**） すみません、塩田議員。質問でちょっと気がついたので、質問させていただきます。非常勤職員には会計年度任用職員以外の方は入っているんでしょうか。ほぼほぼ会計年度任用職員が含まれるという意味でしょうか。この条例上の。お願いいたします。

○議長（**武道 修司君**） 椎野総務課長。

○総務課長（**椎野 満博君**） 総務課、椎野でございます。先ほど会計年度職員を想定しておると申しましたけれども、非常勤職員についても適用されるとお答えいたします。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員。

○議員（**4番 宗 晶子君**） それで、ちょっと気になるんですけども、現在の会計年度任用職員の制度なんですけれども、育休というものは会計年度任用職員にはなかったんじゃないかと思うんですが、会計年度任用職員が現在育休を取れるようになってるんでしょうか。お答えいただけますか。

○議長（**武道 修司君**） 椎野総務課長。

○総務課長（**椎野 満博君**） 総務課、椎野でございます。この条例を改正することによりまして、不妊治療のための休暇と配偶者の出産付添いの休暇の新設、また産前産後休暇の有給化などを条例改正で盛り込む内容でございます。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員。

○議員（４番 宗 晶子君） ありがとうございます。では、会計年度任用職員の規定も、これに乗じて、この条例改正に伴って、規定なので議会にかけるとは必要はないんですけども、今後変わってくるという考えでよろしいでしょうか。

○議長（武道 修司君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。この条例そのものが会計任用に適用するという条例でございます。

○議員（４番 宗 晶子君） いえ、所管外で聞きます。

○議長（武道 修司君） いいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） いいですかね。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第70号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第13. 議案第71号

○議長（武道 修司君） 日程第13、議案第71号築上町議会議員及び築上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第71号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第14. 議案第72号

○議長（武道 修司君） 日程第14、議案第72号農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。宗議員。

○議員（４番 宗 晶子君） この条例に関しては、先ほど補正予算で、北代議員が質問してくださった農地に関しての条例で、事業自体は大変すばらしい事業だと思います。この質問をするに当たり、私はこの条例に対して、おかしい点があるということで、議会開会前に、まず差し替え等してほしいということをお願いしましたが、それはかなわず、さらに本日を迎える前に担当課に赴き、この条例を修正してほしいと懇願したにもかかわらず、もうこの場で質疑をしなければならなくなったことをまず申し上げます。で、何がおかしいのかというと、この第5条の2でございます。指摘したときには、きちんとほかの自治体の例も出しまして、ほかの自治体はこんな条例にしてないですよということは、再三申し上げたことも申し上げます。

で、第5条2を御覧ください。5条の2なんですけれども、ここに延滞金の率が書いてあります。で、この延滞金の率なんですけれども、今、普通の、一般的なっていうか、築上町の延滞金は租税特別措置法により、7.3%は2.4%、14.6%には8.7%と変わっております。で、これは税だけではなく、ほかの分担金とか徴収金とかそういうものに関しても、この租税特別措置法の特例割合、税率延滞金の率が低くなっているということが、いろんな自治体、で、本町の税条例でも租税特別措置法により延滞金の割合が低くなっているんです。しかし、これは高いまま、なぜこの徴収金については高いままなのかを、租税特別措置法の適用をしてないのかという点についてお聞きしたいのが1点、そして、下の第5条2項の下から2行目を御覧ください。

「納期限の翌日から当該負担金の完納の日、または差押えの日の前日までの日数により計算して得た額とする」と書いてあるんです。この「または差押えの日の前日まで」と書いてあるということは、差し押さえてしまって差押えの翌日からは延滞金がかからないと書いてあるんです。差し押さえられても完納する日までは延滞金をかけるべきであり、築上町のどの分担金とか、税条例にもどこにも、このような差押えの日の前日までという文言はどこにも見つからないんです。なぜこのような差押えをしてしまったら、その次の日から延滞金がかからないという条例を提案しているのか、2点御回答をお願いいたします。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員、直接今、その議案の差し替えとか訂正を行かれたと今言われたんですけどね、議会運営上のこれ問題になるし、議場でのその問題になりますんで、そういう場合は、私なり、議会運営委員長のほうにしっかり報告をしていただいて、その中でしっかり協議をして、直接ちょっと職員のほうに行くというのは、ちょっとあまりいいことではないんで、今後ちょっと注意をしてください。今初めて……

○議員（**4番 宗 晶子君**） 申し訳ございません。お詫びします。

○議長（**武道 修司君**） 今、初めて聞いたんでちょっとどうかなというふうに思いますんで、今後注意をしてください。

○議員（**4番 宗 晶子君**） 申し訳ございませんでした。

○議長（**武道 修司君**） 回答を。古市産業課長。

○産業課長（**古市 照雄君**） 産業課の古市です。今の、今回の特別徴収金のそもそもですけれども、こちらについては圃場整備に関わる分です。今現在これから進めるべき、進めていく圃場整備事業に関してですけども、今までであれば——この圃場整備のほう先に説明させてもらいたいと思います——今までであれば、国が50%、全体経費の50%、県が25%、町が12.5%、地元が12.5%という負担割合になっております。今回のこの事業につきましては、農地集積であったり費用対効果を出すために、国のほうが地元負担のほう12.5%を負担するというところで、地元負担金はゼロということで、事業を行うものです。続きまして、この14.6と

7.3%については、こちらについては、税の取扱いではないということから、この数字については税条例の本則の率を引用してはいますが、税金ではないということからこの数字を定めております。そして完納の日から差押えまでの延滞金の関係ですが、こちらについては、民事の裁判になるかと思っておりますので、もし仮にそういったことが起きた場合については、即座にその裁判で提起するという必要がありますので、金額の確定をする必要がありますので、こういったその表記になっております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） ほかの自治体、うちの条例いろんなものを見たけど、こういう表記は全然ないんですが、税務課長にお尋ねします。このように全く違うような差押えの前日まで、差押えてから以降は延滞金がかからない、そのような条例があっても本町では問題ないんでしょうか。税務課長お答えください。

○議長（武道 修司君） これ、税務課長答えられるんですか。（「はい」と呼ぶ者あり）えっえっ（発言する者あり）答えられるんか、税務課、これ違うやろ。（「答えはないです」と呼ぶ者あり）ないね。新川町長。

○町長（新川 久三君） 税務課長に答えさせるのは、ちょっと酷だと思います。これは、産業課の農地中間管理機構土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例ということでございますし、本当はこの条例を適用するようなことはあってはならないのが原則です。基本的にはですね。国が100%圃場整備に対して負担をした上で、それをその条件を途中で解約した場合は、この土地改良に関するお金を一応払いなさいという形で、これは町のほうが、まだ国に返さなきゃいけないという、この条例でございますので、これは準則も何もこういうのはございません。そういう形の中で、税率は税条例の一応本則を適用、先ほど課長が言ったとおり、本則の適用ということです。しかし、これを極力適用できないような形で、関係者のもしこういうことがあれば指導していくということで、もしこれを破ればこの金額を払ってもらいますよということで、関係者の承知でやってもらうという形で、条例をつくっておるのでございますので、そういうことで御理解をいただければいいんじゃないかなと思って、いろんな準則、全てを統一する必要はないと私は考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） この事業に対して私もとっても肯定的ですし、この条例とっても必要ですし、実際このようなことがあってはならない、8年間以上は、お金をもらった以上は、国からお金をもらった以上は、きちんと8年間営農をやっていただきたい、その思いは同じでござ

ございますよ、町長。で、だけどころこういうことが起こった場合、延滞金を払わなくちゃいけないような起こった場合、事業をせずに国からお金もらったお金を返してもらわなくちゃいけない場合の延滞金ですよ、先ほど伺いましたが、結構、1,500万でしたっけ、結構大きな金額でしたね。1,500万となると、延滞金の率とか延滞金を何日かけるかというのは、この場合が起こった場合ですよ、かなり大きな金額になってくると思います。ないほうがいいに決まっています。この条例を適用することがないほうがいいのは分かっています。だけど、この内容がおかしいと言ってるんです。で、この差押えの日の前日までという言葉だけでも、削除する修正案を出していただきたいとお願いでございます。

そして、さらに、豊前市もほかの自治体たくさん調べました。町長は先ほど、うちの税条例を適用する必要はないとおっしゃったんですが、ほかの自治体は、ここの文章にこんなことは書いてなくて、延滞金の徴収に関しては、その市町の税条例によるものとするシンプルに書いてあるんですよ。それでいいんだと思うんです。お願いですので、ここの文章だけ変えてくださいますよう、税条例を適用するというふうに議案を修正してくださいますようこの場を借りてお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 宗議員勘違いしておる。これは圃場整備をしたときの中間管理機構からの金の交付を受けたときで、先ほどの1,500万は圃場整備関係ないわけですね。そういうことです。だから、圃場整備関係なく、農地中間管理機構に納めたときの、納める抵当権交付されるのが、1,500万ままとすると、一応圃場整備に関係したところだけの金に、一応該当するところでございますんで、よろしく御理解のほど。だから、一応議案で一応提案したんで、私どもが修正する気持ちはございませんので、修正案を出していただくなり、どういう形で、議案の取扱いしていただければいいんじゃないかなと思っております。

○議長（武道 修司君） ほかにございませんか。北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） えっとすいません。今御答弁のやり取りを伺っていて、ちょっと疑問に思っている、出てきたことをお伺いしたいんですが、産業課長、古市産業課長がおっしゃっていた、民事の裁判になるからというような御説明だったと思うんですね、その差し押さえの前日までとしているのは、そういったことが発生した場合にすぐに民事の裁判を行わないといけないからというふうにおっしゃったんですが、その辺をもう少し詳しく教えていただきたいのと、これは税ではないということで、このパーセンテージを適用しているということなんですが、この税ではないという、徴収金になるということなんですが、どういった取扱いになるのか、その辺をもう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○議長（武道 修司君） 古市産業課長。

○産業課長（古市 照雄君） 産業課の古市です。先ほど言ったその差押さえに関する件ですけども、民事と言いました、今回その、負担金を徴収、今回その特別徴収金ということで、もし違反があった場合については徴収を行います。そして、それが徴収ができない場合については、提訴というか、裁判で、裁判所のほうに差押さえの手続をするということですので、ちょっと今、民事と言ってましたけど、私たちは公共でしますので、それが民事に該当するかどうかと、ちょっと分かりかねるところですけども。それと、あともう1点、税の関係ということですけども、そもそもこの税金の徴収によって、徴収をするものではないということから、税ではないということで表現しております。税金で皆さんに負荷をしてかけるのではなく、例外として、今回、約束事が守れなかった場合については、返還が生じます。なので、そちらについては、税金で徴収をするということではないので、税ではないという表現を使わせてもらってます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 課長、あの民事じゃなくて訴訟ちゅうことやね。（発言する者あり）訴訟しないといけないということという言葉でいいね。はい、いいですか。いいですかね。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） それでは、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第72号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第15. 議案第73号

○議長（武道 修司君） 日程第15、議案第73号築上町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第73号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

日程第16. 議案第74号

○議長（武道 修司君） 日程第16、議案第74号町道路線の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第74号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第17. 議案第75号

○議長（武道 修司君） 日程第17、議案第75号町道路線の廃止についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第75号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第18. 議案第76号

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第18、議案第76号人権擁護委員の推薦についてを会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し本日採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって議案第76号は委員会付託を省略し本日採決することに決定をいたしました。

日程第18、議案第76号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

本案は、人権擁護委員に西田泉美氏を推薦することについて、議会の意見を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により電子表決システムで適任不適任を決定したいと思います。投票が終わるまで議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（武道 修司君） ただいまの出席議員は13名です。

1番、江本守議員については、事務局が補佐をいたします。

議場内2か所にモニターがありますが、その画面が投票受付中になると投票ができるようになりますので、よろしく願いいたします。

ただいまから採決モードに切り替えますので、しばらくお待ちください。

投票は、無記名投票とします。推薦することに適任と思われる方は賛成のボタンを、不適任と思われる方は反対のボタンを押してください。なお、白票のボタンを押された場合は不適任とみなします。

モニターのほうが投票受付中になりましたので、ただいまより投票を開始してください。それではお願いいたします。

〔電子表決〕

○議長（武道 修司君） 全員ボタンを押されたという確認ができましたので、これで投票を締め

切りたいと思います。よろしいですかね。

それでは投票を締め切ります。ちょっと待ってくださいね。

〔議場開鎖〕

○議長（**武道 修司君**） 投票結果です。モニターにも出てます。

投票総数12票、賛成12票、反対ゼロ票、白票ゼロ票、したがって議案第76号人権擁護委員に西田泉美氏を推薦することについては、適任とすることに決定をいたしました。

これで、本日の議案質疑及び委員会付託を終了いたします。

なお、所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、明日8日の正午までに事務局に所定の様式で申し出てください。

○議長（**武道 修司君**） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時43分**散会**
